

第二十四回 参議院農林水産委員会會議録第十八号

(二〇五)

昭和三十一年三月十五日(木曜日)午前
十時五十六分開会

委員の異動

三月十四日委員井上清一君及び一松政二君
二君辭任につき、その補欠として秋山俊一郎君及び長谷山行毅君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 青山 正一君
重政 庸徳君
鈴木 強平君
戸叶 武君
三浦 辰雄君

委員

雨森 常夫君
佐藤清一郎君
関根 久蔵君
宮本 邦彦君
横川 恒夫君
東 隆君
河合 義一君
小林 孝平君
溝口 三郎君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 大石 武一君
農林省農林局長 安田善一郎君
農林省農地局長 小倉 武一君
食糧庁長官 清井 正君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

大蔵省主税局長 白石 正雄君
税制第一課長
国税庁直税部長 村山 達雄君
農林省農林局長 森 茂雄君
農林省農地局長 森 茂雄君

本日の會議に付した案件
○肥料取締法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○開拓融資保証法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○農林水産政策に関する調査の件
(昭和三十一年産米の管理方式及び課税等に関する件)
○参考人の出席要求に関する件
○本委員会の運営に関する件
○中央卸売市場法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

まず委員の変更について御報告いたします。井上清一君及び一松政二君が辭任され、秋山俊一郎君及び長谷山行毅君が選任されました。

○委員長(棚橋小虎君) 肥料取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案は、去る三月十三日内閣から閣法第二百四十四号をもって提出、即日当委員会に付託されたものであります。理由の説明を聞くことにいたします。

○政府委員(大石武一君) ただいま上程になりました肥料取締法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行肥料取締法は、明治四十一年法律第五十一号肥料取締法にかわりまして、昭和二十五年第七国会において成立をいたしましたものであります。その後、第十九国会において、単位農業協同組合の生産する配合肥料の登録に関する権限につき、これを農林大臣から都道府県知事に委譲するための一部改正を経て、今日に至っているものであります。

本法は、御承知の通り流通肥料につきましては、品質を保全し、その公正な取引を確保するため、公定規格の設定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与することを目的としたものであります。しかるところ肥料の性質、種類について見ますと、最近数力年間における技術的その他の発達にきわめて顕著なものがあつて、またこれに伴いその種類及び銘柄も必要以上に複雑多岐にわたつて参つて来ているのであります。これに加えて、戦後におけるわが国肥料の生産事情は、その設備増強と相待ち、その生産量の増加は相当順調に進んでおりますので、これに伴い国内市場における販売競争が複雑、かつ、激甚になつてくる傾向を増してくるものと考えられます。

以上の事情からいまして、この際、すみやかに最近及び今後における肥料の供給、流通等の実情に即しつつ、一段と肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保いたしますことが緊要と存するのであります。よつて、この見地から今般肥料取締法の一部を改正いたしまして、その目的達成に万全を期したいと存するのであります。以下改正法律案の主要な内容につきまして、概略御説明申し上げます。

第一は、肥料の保証すべき主成分の指定を、従来は法律の別表で行なつていたのでありますが、これを政令をもって定めることとしたのであります。これは、さきに申し上げました通り、最近における肥料の種類、性質につきましては技術的その他の発達が著しく、現行の法律の別表の肥料の分類がすでに、現状に適合しなくなりつつあり、これを再検討する必要があると同時に、現行のようになつて法律に固定したてておきますことは、その技術的その他の発達に機動的に対処し得ないという面があるからであります。なお、この際、特に化成肥料及び配合肥料につきましては、含有すべき主成分及びその肥料において、ほとんどこの兩者を区別すべき理由がありませんので、単一名稱の種別に統一し、これにより、農民が選択に迷わないような表示を命ずることを考えているのであります。

第二は、特定の種類の肥料に限つては、その主成分の含有量を調整するため混入する一定の異物は、これを農林大臣の許可を受けなければならぬようにいたしましたことであります。

第三は、現行制度において、公定規格で定められている事項中、保証すべき成分量についてのみ登録しているのを改めまして、含有する有害成分、粉末等についても登録し、これに違反する肥料については、その譲渡を制限することができるよう規定を明確にいたし、かつ必要な規定を加えたことでもあります。

以上のほか、関係業者の業務施設の表示義務の廃止、登録証等の書留申請事項の簡略化、その備付義務の簡略化等、手続及び事務の簡素化をはかつたのであります。

以上が本法律案の主要な内容であります。以上が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(棚橋小虎君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(棚橋小虎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を一括して議題にいたします。

これら兩法律案は、前回の委員会においてお知らせいたしました通り、いづれも去る三月八日衆議院において全会一致をもって政府原案通り可決され、当院に送付、直ちに本委員会に付託されました。これら兩法律案につきましては、すでに予備審査を終つていて、前回の委員会におけるお取りきめに従つて、できれば本日午前中に残余の質疑を終り、直ちに討論採決を行いたいと思存しますが、お

差しつかへございせんか。

○委員長(棚橋小虎君) 異議なしと認めます。

○委員長(棚橋小虎君) 異議なしと認めます。

○委員長(棚橋小虎君) では、そのように取り運びますから、御了承願います。では、御質疑のある向きは直ちに御質疑を願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記を始め

他に御発言もなければ、質疑は終結したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認め、これより採決に入ります。

まず開拓融資保証法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致を

もって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第一百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。よってさうに決定いたしました。

なお、両案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

青山 正一 重政 庸徳

鈴木 強平 戸叶 武

三浦 辰雄 雨森 常夫

関根 久蔵 佐藤清一郎

横川 信夫 東 隆

河合 義一 小林 孝平

溝口 三郎 千田 正

〔委員長退席、理事戸叶武君着席〕

○理事(戸叶武君) 速記をとめて。

午前十一時六分速記中止

○理事(戸叶武君) 速記をつけて下さ

午前十一時二十四分速記開始

○小林孝平君 この機会に、食糧の管理に關係いたしまして、ちよつとお尋ねいたしておきたいと思ひます。

最初に三十一年産米について米の統制をはずすのかどうかという点についてお尋ねします。この問題は政治的には農林大臣にいずれお尋ねいたしますが、私は事務的にどういふふうに事務

当局は考えていられるかということをお尋ねいたしたいのです。事務当局が統制撤廃を三十一年についてはどういふふうに考えているか、また事務当局としては統制を具体的に研究したことがあるかないかという点について伺いたい。

○政府委員(清井正君) 三十一年産米につきましては、私どもは三十年産と同様事前渡し申し込み制度を継続いたしまして、配給等につきましても現行通り継続いたすつもりでございます。諸般の研究等につきましては、具体的にいいたしたことはありません。

○小林孝平君 そうすると、三十一年産米については統制撤廃はあり得ないと考えて差しつかえないのですか。

○政府委員(清井正君) 事務的には何ら準備をいたしておりません。

○小林孝平君 大体東日本では雪解け、西日本では麦の刈り入れのあとに田植の準備をするわけでありまして、現在しようとしております。それで春肥の手当もどんどん迫つてますし、この先に一体米がどうなるかというところに非常に関心を農民は持つておられるわけですね。それで大臣は他の委員会では二、三年は統制撤廃をやらぬ、準備期間として必要である、こゝういふふうに答弁されておられるのですが、今の事務当局のお話でもそういう統制撤廃はあり得ないというお話でございますが、かりに統制撤廃をやるとすれば今から準備しないでもやれますか。

○政府委員(清井正君) 非常にむずかしい御質問でございますが、なかなかお答え申し上げるのはむずかしいのでございますが、統制の制度を変えようとすることは非常に重要な問題でございます

まして、これにつきましては、いろいろな準備が必要かと思うのであります。これはいろいろ申し上げますと、だんだん長くなるのでございますけれども、小林委員御承知の通り、結局この制度を改廃いたしますれば、改廃したことによつて生産者、消費者が今まで通り安心してその制度に頼り得るといふ基礎が醸成されなければ、おそろく米に關する制度は変えられないものだと私は考えているのであります。

従つて、そのためにはおそろく各般にわたる準備が相当長期間にわたつて必要であると考えているのであります。まして、私どもといたしましては、さしあたり三十一年産米等につきましては、統制を撤廃するということは事務的な準備からいたしたとしても、全然不可能であると考えております。

○小林孝平君 この準備が相当長期にわたつて必要である、こゝういふお話ですが、今長官が事務的に考えて、事務的には三十一年度において統制撤廃をやるといふことは準備がでない、こゝうおっしゃいましたが、そゝういふふうに確認してよろしうございせんか。

○政府委員(清井正君) 制度を変えるといひますれば、生産方面、流通方面、政府の貯備その他あらゆる面に準備をいたしますためには単に行政の措置のみならず、経済界の問題につきましてもいろいろ必要な措置をいたさなければならぬ点もございします。で、相当長期間にわたつて事務的な準備が必要であるといふふうに考えているのでございます。

○小林孝平君 まあ、事務的なのみならず、いろいろの点から考えて三十一年

度は統制撤廃はできないというお話ですが、そうすると、今年は三十年と同じ予約渡し制度を実施されるのですか。それはかりにやるとすれば、三十年度と同じ条件でやられるのか。条件というものはまあ価格は何だろと思ひますが、同じ制度をとられるのですか。

○政府委員(清井正君) 三十一年産米につきましても、事前渡し申し込み制度を継続いたすつもりでおります。時期につきましては、少し早目にいたさなければならぬかと考えております。第一回は若干準備等もございまして、さしあたりこの制度をしきります以上は、なるべく早目にこれを施行することが必要だと考えております。ただいまなるべくこれを早目に実施すべく準備をいたしているのでございますが、ただ制度の内容でございまして、根本的な問題は別といたしまして、昨年やりました経過にかんがみまして、事務的に改善すべき点があれば改善をいたしたいと考えておるのであります。ただいまのところはどの点をどういふふうに改善するかという点につきましましては、結論を得てないのでござい

ます。大筋は昨年通り実施するということといたしておるのであります。

○小林孝平君 そすると、大体制度の内容は今後検討をいたしますけれども、大体昨年度と同じだということとで了解してよろしうございせんか。

○政府委員(清井正君) そのように考えております。

○小林孝平君 昨年の本委員会あるいは予算委員会でも問題になりました予約制度を実施するならば、食糧管

は、平均が九千九百六十円ということになるわけですが、実際米価をきめますときには、また違ういろいろなことを勘案いたしまして米価をきめなければなりませんし、その場合に

は早場格差をどうする、予約格差をどうするといふことがいろいろ勘案されまして、三十年産の米価をきめましたときと全く同一の経緯によりまして、三十一年産米価をきめなければならぬとせんから、ただいまのところ九千九百六十円の手取りがどうなるかという計算はちよつとできないのでありまして、しいて申しますれば、九千九百六十円だと申さざるを得ないのであります。実際問題といたしましては、御承知の通り本年度米価をきめるときに、いろいろの要素を勘案いたしましてきめましますから、そのときにある程度の予測はつく、こういふふうにある程度は申すまでもなく計画と実際との差によつていろいろ手取りが違つて参るのではありません。三十一年産の買入れ数量が計画より違つて参るといふことになる、また手取りが違つて参るといふことになるんじゃないかと思ひます。ただいまのところでは九千九百六十円の手取りといふものはちよつと計算できない状態だと思ひます。

○小林孝平君 これはさういふふうにお客弁になるのは、大蔵省あたりはもろ予算米価以上に実質的手取りが多くならぬようにというふうな考え方を持っておられるようですが、さういふことに牽制されて、さういふことはわからぬといふことになるのですか。

○政府委員(清井正君) さういふ意味じゃありません。と申しますのは、ただいま三十年産の手取りの御質問があったのでありますが、米価をきめるときに、一万六千四百といふことで米価をきめた。ところがそのときに早場格差は平均二百十円だといふ計算を

いたしまして、一万六千四百といふ米価をきめまして、それから買入れを實施したのであります。ところが、買入れが案外に早場地方における供出が多かつたために二百十円という平均の単価が以外にふえたという結果になりました。一万二千四百といふ實際の手取りになつたといふ實際の結果を申し上げました。あくまで實際と計画との二つに分かれるのであります。従ひまして九千九百六十円と申しますのはただいまの予算上の金額でございます。かりに米価審議会におきまして本年の米価をきめるときに、一定の米価がきまるといたしますれば、そのときにそのきめたものが一応こゝに出るのであります。その後の買入れの状況によつてまた違つてくるものと思ひます。このような關係でただいま御指摘のお話のような意味ではないのであります。計画と實際との差だといふ、さういふふうにお考え願ひたいと思ひます。

○小林孝平君 では早場米のことを尋ねますが、今年は、三十一年の早場米の買入れ予定数量は少なくなつておるやうでありますか、これはどういふ点からさういふふうになつたのですか。

○政府委員(清井正君) さういふ思想は全然入つていないのであります。昨年の米価を調査いたしましたときもさういふ思想は入つていなくて、前年の米価をそのまゝ推定したのであります。本年も先ほど申し上げた通りのやうな、ただバリエーションだけを入れかえて、三十年産米価をきめたときと同じやり方できめておる予算上の米

価であります。従ひまして、早場格差の問題につきましても、米価をきめるときにまた考えなければならぬ、さういふふうにお考え願ひます。

○小林孝平君 早場格差は先ほど米価の決定は今後持ち越されるわけですが、早場格差は大体本年と同じと考へてよろしうございませうか、三十年と。

○政府委員(清井正君) そことはつきり私にたいして何とも申し上げかねるのであります。すなわち需給上早場米のことはこの前申し上げた通り、早場米は要らないといふことは言わないのであります。あくまでも早場米は必要であります。ただ早場格差の絶対額を本年度に実施するかどうか問題につきましても、ちよつと私どもとしてもお客を申し上げかねるのであります。米価をきめるときにいろいろ状況を勘案いたしまして、そのときにきめたいと思ひます。

○小林孝平君 早場米が要らないといふことでない、従来通り要するのだといふことであれば、これは当然理論的に言つても、また實際上から言つても、格差といふものは大体今年と同じになる。上げるならばなおいふのですが、少くとも同じでなければならぬわけでありませうか。

○政府委員(清井正君) 絶対額が同じでなければならぬといふところに若干の問題があるかと思ひます。年々早場米の格差といふものは早場米奨励金、あるいは今年から格差といふことになりまして、米価の中に繰り込んでおりま

す。一応需給推算上早期に出される早場米が必要であるといふことの必要性は変らないと思ひます。本年は非常に政府に対する供出が豊富でありましたので、本年の必要性は例年とは若干違つておりますけれども、需給推算上早場米が必要だといふことは断然たる事実でございます。従ひまして早場格差といふ問題につきましても、さういふ意味から検討いたさなければならぬことはもちろんでございますが、ただ絶対額につきましても、これは基本米価との關係もありまして、いろいろの事情も勘案してきめなければならぬので、絶対額については昨年と同様にするといふ約束はできないのであります。早場米が必要であるといふ需給上の調整につきましても、やはり必要であると考えております。

○小林孝平君 次は税金のことについてちよつと長官にお尋ねいたしますが、三十年度の農業所得税は予算上納税者六十万人税額七十億円となつていたと思ひますが、すでに年度末が近づきました、一体どのくらい納税者と税金が予算上よりふえておるのですか。これは、予算は平年作を前提として組まれておるわけですから、昨年は大豊作だからまた大蔵省で税金を取るといふやうなお話ですが、どのくらい納税者と税額がそれぞれふえておるのございませうか。

○説明員(村山達雄君) ただいまの御質問でございますが、この税額の数字は目下關係当局を通じて収集中でございます。最終数字はまだわかりませんが、当初予算の数字は相当上回るのではないかと思ひます。主として今年の大豊作のために、先般修正予算を組み

ます際に、おおよそその見通しを大蔵主税當局とも立てましたのであります。その際における数字を申し上げますと、人員におきまして納税者は、本年は約八十二万程度になるのではなからうか、税額におきまして約百十億程度に上るのはなからうか、それがごく最近われわれが一般的の資料をもとにしまして立てました数字でございます。その後の状況の変化につきましては、目下資料収集中であります。かような状況であります。

○小林孝平君 農業所得税は、三十年度から予約集荷のために基準が石当標準から反当標準に変わったわけですが、一体これはなぜ変えられたのですか。

○説明員(村山達雄君) これは御承知のように、供米制度が従来の義務供出から今度は予約売り渡し制度に変わりましたので、義務供出の場合にはその供米自体の方からいたしまして、大よその各農家におけるその基礎になる生産量があらつたんでございまして、従ひまして、各農家間の課税のバランスは、いわばこの供米の基礎になりますところの生産量の比でもって考へていくのが最も公平な措置だと、かように考へまして、従来は石当標準によつておつたのでございまして。しかるに今度予約売り渡し制度になりまして、予約した数量、あるいは売り渡した数量といふものは決してその年における生産量を表しておるものではない。従ひまして、生産量を基礎にして課税のバランスをとるといふ基礎が失われたわけでございます。さういふわけでありまして、この供米制度が行われる以前は反当課税の方法によつていたしたの

す。一応需給推算上早期に出される早場米が必要であるといふことの必要性は変らないと思ひます。本年は非常に政府に対する供出が豊富でありましたので、本年の必要性は例年とは若干違つておりますけれども、需給推算上早場米が必要だといふことは断然たる事実でございます。従ひまして早場格差といふ問題につきましても、さういふ意味から検討いたさなければならぬことはもちろんでございますが、ただ絶対額につきましても、これは基本米価との關係もありまして、いろいろの事情も勘案してきめなければならぬので、絶対額については昨年と同様にするといふ約束はできないのであります。早場米が必要であるといふ需給上の調整につきましても、やはり必要であると考えております。

○小林孝平君 次は税金のことについてちよつと長官にお尋ねいたしますが、三十年度の農業所得税は予算上納税者六十万人税額七十億円となつていたと思ひますが、すでに年度末が近づきました、一体どのくらい納税者と税金が予算上よりふえておるのですか。これは、予算は平年作を前提として組まれておるわけですから、昨年は大豊作だからまた大蔵省で税金を取るといふやうなお話ですが、どのくらい納税者と税額がそれぞれふえておるのございませうか。

○説明員(村山達雄君) ただいまの御質問でございますが、この税額の数字は目下關係当局を通じて収集中でございます。最終数字はまだわかりませんが、当初予算の数字は相当上回るのではないかと思ひます。主として今年の大豊作のために、先般修正予算を組み

ます際に、おおよそその見通しを大蔵主税當局とも立てましたのであります。その際における数字を申し上げますと、人員におきまして納税者は、本年は約八十二万程度になるのではなからうか、税額におきまして約百十億程度に上るのはなからうか、それがごく最近われわれが一般的の資料をもとにしまして立てました数字でございます。その後の状況の変化につきましては、目下資料収集中であります。かような状況であります。

○小林孝平君 農業所得税は、三十年度から予約集荷のために基準が石当標準から反当標準に変わったわけですが、一体これはなぜ変えられたのですか。

○説明員(村山達雄君) これは御承知のように、供米制度が従来の義務供出から今度は予約売り渡し制度に変わりましたので、義務供出の場合にはその供米自体の方からいたしまして、大よその各農家におけるその基礎になる生産量があらつたんでございまして、従ひまして、各農家間の課税のバランスは、いわばこの供米の基礎になりますところの生産量の比でもって考へていくのが最も公平な措置だと、かように考へまして、従来は石当標準によつておつたのでございまして。しかるに今度予約売り渡し制度になりまして、予約した数量、あるいは売り渡した数量といふものは決してその年における生産量を表しておるものではない。従ひまして、生産量を基礎にして課税のバランスをとるといふ基礎が失われたわけでございます。さういふわけでありまして、この供米制度が行われる以前は反当課税の方法によつていたしたの

す。一応需給推算上早期に出される早場米が必要であるといふことの必要性は変らないと思ひます。本年は非常に政府に対する供出が豊富でありましたので、本年の必要性は例年とは若干違つておりますけれども、需給推算上早場米が必要だといふことは断然たる事実でございます。従ひまして早場格差といふ問題につきましても、さういふ意味から検討いたさなければならぬことはもちろんでございますが、ただ絶対額につきましても、これは基本米価との關係もありまして、いろいろの事情も勘案してきめなければならぬので、絶対額については昨年と同様にするといふ約束はできないのであります。早場米が必要であるといふ需給上の調整につきましても、やはり必要であると考えております。

○小林孝平君 次は税金のことについてちよつと長官にお尋ねいたしますが、三十年度の農業所得税は予算上納税者六十万人税額七十億円となつていたと思ひますが、すでに年度末が近づきました、一体どのくらい納税者と税金が予算上よりふえておるのですか。これは、予算は平年作を前提として組まれておるわけですから、昨年は大豊作だからまた大蔵省で税金を取るといふやうなお話ですが、どのくらい納税者と税額がそれぞれふえておるのございませうか。

○説明員(村山達雄君) ただいまの御質問でございますが、この税額の数字は目下關係当局を通じて収集中でございます。最終数字はまだわかりませんが、当初予算の数字は相当上回るのではないかと思ひます。主として今年の大豊作のために、先般修正予算を組み

ます際に、おおよそその見通しを大蔵主税當局とも立てましたのであります。その際における数字を申し上げますと、人員におきまして納税者は、本年は約八十二万程度になるのではなからうか、税額におきまして約百十億程度に上るのはなからうか、それがごく最近われわれが一般的の資料をもとにしまして立てました数字でございます。その後の状況の変化につきましては、目下資料収集中であります。かような状況であります。

○小林孝平君 農業所得税は、三十年度から予約集荷のために基準が石当標準から反当標準に変わったわけですが、一体これはなぜ変えられたのですか。

で、反当標準に戻ったというのが実情でございます。

○小林孝平君 この反当所得標準は非常に今後問題になると思うんです。これは住民税や公租公課の基準になりますから、国税を納めない人にも相当影響するところがあると思うんです。それでこのきめ方は非常に問題だと思えますが、この点はこの反当所得標準というものが住民税や公租公課の基準になると考えるから非常に問題だと思ふのですが、この点になると考えていいですか。

○説明員(村山達雄君) 現在まあ市町村民税は御承知のように所得税の税額を基礎としておるわけでございまして、直接には反当標準というものが問題になるわけではございませんで、最後の答の税額が基礎になっておるわけでございます。ただその税額を出す一つの要素といたしまして、農業所得者の場合には、その村における反当の収穫量を幾らに見るかということも所得税の高をきめる一つの要素になっておりますから、その意味では間接には影響がある、直接には関係ないわけでございます。

○小林孝平君 それがさらに所得税を納めない農家についてもこれが地方税や住民税や公租公課の基準になると考えられるんですが、それはそういうふうには考えても差しつかえないのでしょうか。

○説明員(村山達雄君) 市町村の納税義務の方は必ずしも——ただいま申しましたのは、所得税の納税義務者についてどんな影響があるかということをおし上げたんですが、所得税の納税義務者でなくても、独立して生計を営

んでいる者は御承知のように市町村の納税義務があるわけでございまして。しかし、それはあくまでも独立して生計を営んでいるかどうかということによってきまるわけでございまして、直接反当標準には関係はないと、かように考えております。

○小林孝平君 いや、その独立して生計を営んでいて今度税金を——住民税や公租公課をとられるときの基準になるとこれは考えられておるんです。それがそういふふうには考えてもその点は間違いないかどうか。これは反当標準というものがいいかげんにきめられると、直接農業所得税を納めない人にもみんな影響してくるから、これは私が今後質問する点にも関連するのでお尋ねしておるんです。

○説明員(村山達雄君) これは市町村民税の方の法律構成課税標準の問題でありますので、主税局の方から答弁していただきたいと思います。

○説明員(白石正雄君) 国税といたしましては、反当標準でその所得を決定するといふようにいたしておるわけではございますが、国税の納税義務者にならない方々につきましては、これはまあ国税が決定しないわけではございまして、今の建前からいいますと、地方の税務当局が独自の判断で決定するといふことに法律的には相なるかと思ひます。ただ国がそのような反当標準を作っておりますれば、地方といたしましてはこれに乗っかるということも考えられますので、そういう意味におきましては、地方の課税にも影響を及ぼすことがあり得るわけではございまして、もちろん国の決定に当りましては慎重を期さなければならぬとい

うことで、反当標準の決定につきましては、せっかく国税庁当局におきまして慎重に検討をしておる次第でございまして。

○小林孝平君 そこで、こういうふうな反当見込みというものが非常に大きい影響を持つてくるのです。それで、それが一体この反当見込みというものを現在きめるのですか。これはどうも税務署が天下りのきめられておるようになっているのですけれども、これは一体どういう方法で皆が納得するようにきめられておるのか、その点お尋ねいたします。

○説明員(村山達雄君) この点はおっしゃる通りでございます。かなり及ぼすところが重大であると思ひましたので、昨年九月にこの点につきまして御承知のように閣議決定をとっておりまして。その際きまりましたことは、作物統計事務所の収穫見込み、これを十分尊重して、なおそのほかにも地元の市町村なりあるいは農協等においてもそれぞれ実情をよく反映した資料がありましますから、それらを十分参考にし、それらの団体とも十分協議の上で最終的な収穫量を決定するようにと、かようなことにいたしております。もちろん法律的に申しますと、これを決定する権限は税務署にあるわけではございまして、あらゆる課税の責任は税務署が負うわけではございますが、何分にも事柄の影響が大きゅうございまして、また非常にむずかしい問題でございまして、特に閣議決定をとりまして、さような丁寧なる手続をとることによりまして、昨年以来今年までずっとそれらの資料を参考にし、団体等の意見を十分

聞いた上で最後の標準を決定しておる次第でございまして。

○小林孝平君 非常に詳しくお話になりましたけれども、具体的に作物統計事務所の収穫を尊重して収穫高はきめると、ところが今度は面積の方は税務署は台帳面積をお使いになっておるはずなんです。そうすると、この台帳面積の方は作物統計事務所の面積よりも大体低いので、反当収穫量というものは高く出るので。あなたの結論は、作物統計事務所の収穫を使つて、面積は台帳面積を使われるものですか。反当収穫量というものは高くなつておるのです。この点はどうなんでしょうか、こういうふうにはやられると非常に困るのですかね。

○説明員(村山達雄君) 収穫量の見方につきましては、作報の数字を十分尊重すると申しますのは、もちろん作報が大体一番正確なところで市町村単位で発表してございまして。そこで、いわゆる作付面積は、作報は作報で一つの見込みを持つておるわけではございまして。われわれが非常に尊重しておりますのは、やはりわれわれの方も原則として市町村単位で作業を進めておりますので、収穫量の点につきましては、作報よりも多い場合、あるいは少ない場合、いろいろございまして、そのときに作報の数字と食い違つておることが税務署の調査の誤謬に基いておる点がないかといふことを再三再四反省して検討を加えるわけではございまして。ただ課税は所得税でありますので、個々の農家に行為れるわけではございまして。この場合には、いきおい個々の農家の経営面積は、これは今のところ台帳面積をもとにする以外にはないわけではござい

ます。従いまして、かりに地方がその市町村において同一と仮定いたしましたところ、総量におきましては作報数字を下回つておりましたも、作報の作付面積の見込みとそれから台帳、その村における総台帳面積の差額が非常に多い場合には、計算上反当収穫量というものが少し多くなつてくる場合はありますけれども、これはまあ所得に影響があまりありません。結局最後の総収穫の問題でございますので、まあ、その点は技術的な問題として、われわれは主としてその総収穫の見込みについて、それが妥当であるかどうかということについて関係町村、あるいは農協等と十分打ち合せをして、その点でお互いに納得を得たところで標準を組む、かような仕組みになっております。

○小林孝平君 これは収穫作報、それは非常に違うのです。具体的に申しますと、たとえば、ある村について作報の作付面積は八百町歩で収穫が二万四千石だとすれば反当三万石なんです。ところが台帳面積で六百町歩になっておれば二万四千石という数量を使えば反当四石になるのです。非常にこの点の、あなたは東京におられてそういうのききなことを言つておられるけれども、末端で非常に問題になり、さらにこの問題が統計事務所の収穫が税金の基礎になる、しかもその税金の基礎になるのは差しつかえないけれども、こういうふうな収穫は統計事務所、台帳面積は今度は小さいやつで使うといふことで非常に困つて、統計事務所それ自身がこんなものは要らないものだといふような空気が出てきておるわけなんです。非常にまあ迷惑しているわけなんです。この点はどうなんです。これは

ちよつと今の計算で言つてもこういうやり方をすれば、三石と四石というふうに非常に違つてくるのです。

○説明員(村山達雄君) その点は、その村あるいはその協同組合といふ話して、総収獲量の見込みについてかりに異議がないといふとしますと、その問題のあるところは、作報のいわゆる作付面積とそれから台帳面積の合計の、いわゆるその差額のなわ延びでございます。このなわ延びが各農家間に同じような割合においてなわ延びがあるかどうか問題点になるわけでございます。もし、その同じ比率で見込むということが納得できれば、その点は解消するわけでございます。問題はそれではない場合もあるわけでございます。作報の作付面積そのものが、どうも農家としては納得できない。そのことはひいて作報の総収獲量自身に問題がある。こういう問題になりますと、そこはまあ総収獲量の争いになる、争いと言いますか、そこをばつてだんだんと話をつめて参るわけでございます。総収獲量において税務当局と関係団体の間に争いがなければ、あとはそのいわゆるなわ延びといふものですね、なわ延びについて各農家同じように見ることは是非だけが残るわけでございます。まあ、この辺實際問題といひまして、各税務所で問題の所在が、焦点がどこにあるかによりまして、それぞれ問題をつめて参り、そして、できるだけ各農家の納得を得たところで最終標準をきめる、かような実情であります。

○小林孝平君 これは、その細かいことを私長くやつてゐるつもりはございませんが、一律になわ延びがあるなら

いうことはちよつと想像できないのです。こんなのは皆ばらばらの方が一般的ですから、非常にこの問題が各地で問題になつておるのです。それが今言つたように、その統計調査事務所の機構それ自身にも影響するような空気がなつておりますから、非常にこれは困るのです。

それからもう一つは、大体あなたの方には計算で高くなるようなふうにして計算されてゐるのです。今度減収の問題もあり、減収は、じゃ作報の数字を使うかといへば、これは今度減収は共済の数字を使つておる。この共済の数字の方では、これは保険の仕事だから高く出るのが普通でしよう。だから従つてこれを使へば、私は一つのモデル的に計算すれば、作報の数字が三万石で、減収が作報の減収では六千石だといふときは、収量は二万四千石なんです。そこで今度は共済のやつを使つたときは、総収量は三万二千石になるのです。三万二千石から八千石の共済の数字を引けば二万四千石、こういうふうになりまして、共済の事務所の使われるものは、すべて高くなるように高くなるようにと数字を使われるから、これは非常に困つてゐるのですがね、この問題は。

○説明員(村山達雄君) その問題は、実は作報の収獲量といふのは、今の共済保険の適用の三割以上の被害であつた場合には、その分の被害は個々の現況で見ても総収獲量はきまつておるのです。ですから、その村における総収獲量が幾らと作報が言つてゐる場合には、被害のあるものもあり、被害のないものもありますが、ひつくるめて幾らかと見ておられます。ただその場合個々

の農家によつて被害状況が違ひますので、その被害が幾らであるかといふところを見る場合には、現在の制度ではやはり最も權威のあるのが共済組合でありますので、共済組合の数字を使ひます。それから、こういうようなわけでありまして。

○小林孝平君 この問題はまあまた機会をあらためてやりますが、今おつちやつたようなことでは納得できないのです。現実にはやると皆高くなるようになってゐるのです。そうして現にそれで非常に今困つておるけれども、これ以上は時間の関係もあつてやめませんが、まあ一つよくお考えおき下さるようお願いいたします。

もう一つは、今日は三月十五日で確定申告の締め切り日なんです。それが、今で全国で農民が税務署に呼び出されて今やつてゐるはずだと思ふのです。特に新たに先ほどおつちやつたように、新しく今度納税をする人が相当ふえてゐるのです。この人たちは実に事情がわからないので面くらつてゐるわけなんです。そこで大体この締め切り日を繰り延べるというところは、先般農林大臣も大蔵大臣も話をされて、話し合ひができて、言明されておつたと思ふのですが、これは一体どうなつてゐるのですか。

○説明員(村山達雄君) お話のように今年には石当り標準を反当り標準に切りかえた年でもありませんし、それから作報自体の収獲量の見込みも相当ふえております。また閣議決定の趣旨によりまして、現地の事情を十分聞くようになり、まあ反当り標準にいたしましたために計算事務も相当複雑になつております。まあ、これらの要素がありまし

て、先般閣議で三月十五日という一般の期限の延長について特に考慮するようになり、という決定がありましたので、国税庁におきまして、それに即応して期限に関する通達を全国に発してあります。関係市町村、関係団体にも全部通達は公表してございます。まあ、それによりまして、その市町村状況によつて違ひますが、一番長い場合には今月の月末まで延長しても差しつかえない、かような通達になつてゐることを御報告しておきます。

○小林孝平君 その通達はいつ出されたのですか。

○説明員(村山達雄君) 二月二十八日付になつてございます。のちほどこれを置いて参りますから。

○小林孝平君 次は予約減税の問題についてちよつとお尋ねしますが、予約減税は一体石当り幾らになつておるのですか。そうしてその算定の基礎ですね。

○説明員(白石正雄君) 予約減税は、三十年産米につきましては、各六十キログラムにつきまして時期別にいろいろきめております。九月三十日までには売り渡したものにきましては九百六十円、それから十月一日から十五日までの間に売り渡したものにきましては七百二十円、それから十月十六日から同月三十一日までには売り渡したものにきましては六百円、それから十一月一日から三十一年の二月二十九日までの間に売り渡したものにきましては四百六十円といふように、六十キログラムについてきまつておるわけでございますが、これは石当りに換算いたしますと、大体平均千四百円程度のものになるわけでございます。

で、千四百円の中といひましては、二百十円程度のものが時期別格差になりますので、それを除きました千二百円程度のものが一律の減税になるというわけでございます。その千二百円の一律の減税に對しまして、今申しした二百十円に相当するものが時期別格差として千二百円、それから六百円、三百円といふように相なつておるものと、これを加算いたしますといふと、最も多い額は、石当り二千四百円、それから千八百円、千五百円といふような数字に相なるわけでございます。この数字を出しましたのは、従来超過供出あるいは早期供出といふような奨励金につきまして減税措置が講ぜられておりましたので、これらの事情を勘案いたしましたので、基本価格に繰り込まれたものにつきまして、しかも供出したものにつきまして減税をしますと、こういうことで計算いたしました結果、大体従来程度の減税をやるといふことにさらに加へまして、当時米価の決定のときに問題になりました幾分奨励的な意味をも含めまして、これを減税措置で講ずるといふことの部分を加へまして、そうして平均千四百円程度のものを減税をするといふことになつておる次第でございます。

○小林孝平君 この予約減税は、本年度は予算上幾ら——實際的には総ワクで幾らになつておつたのですか。

○説明員(白石正雄君) 予約減税が決定いたしました当初予算につきましては、当初農業所得に對します課税額は七十三億程度と見込んでおつたわけでございます。その当時におきましては、大体三十億程度のものになるのではないかと推定いたし

ておったわけでありました。この七十三億円の農産所得税は、先ほど直税部長から申し上げましたように、相当程度増加する見込みでございますので、従いまして、三十億の減税額も、総体の所得の増加に比しては増加するのではないかと、いろいろに推定せられるわけでございます。

〔理事戸叶武君退席、委員長着席〕

○小林孝平君 先ほど清井長官は、本年も大体予約をやると言われたのですが、減税もそれと大体今年と同じようにやるかと考えてよろしいですか。

○説明員(白石正雄君) 予約減税は米穀の管理制度と関連いたしておるわけでございます。昭和三十一年産米につきましては御承知のような管理制度がとられましたので、それに関連いたしまして、このような減税措置が講ぜられたわけでございます。三十一年産米につきましてどのような管理制度になるかはまだ承知していないわけでございますが、従来のような管理制度が続けられるものとしたしますれば、租税上におきまして、やはり同じような措置を講ぜざるを得ないのではなからうかというふうに考えられるわけでございます。

○小林孝平君 早場米奨励金も減税対象になったのだらうと思うのですが、それでございませうね。かりにそうであれば、三十一年度も同様にされるわけですね。

○説明員(白石正雄君) 全体の租税の制度がどのようになるかということ、今後の管理制度に関連するわけでございますが、もし従来のような管理制度が続けられ、しかも従来のような価格差が設けられるものとしたしますれば、やはり三十一年産米と同じような措置に相なるのではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○小林孝平君 もう一つお尋ねしたいのですけれども、主税局長はおいでにならんですか。主税局長にお尋ねしたいと思いましたが、一萬田大蔵大臣は、三十二年産米に根本的に税制改正をやると言っておるのですが、財界方面ではすでにこの予約減税などはなくすべきであるという意見が相当あるように思われます。それで、そういうことと関連して、この予約減税などはどういふふうにか大蔵省は考えていますか。

○説明員(白石正雄君) 予約減税につきましては、税制調査会の中間答申で、米穀管理制度的な変化に伴いまして、できる限りすみやかに廃止することが望ましいという意味の答申を承わっております。従いまして、これは米穀管理制度的な変化に伴いまして、今後改正をいたしておるわけでございます。米穀管理制度的な変化に伴いまして、できる限りすみやかに廃止することが望ましいという意味の答申を承わっております。従いまして、これは米穀管理制度的な変化に伴いまして、今後改正をいたしておるわけでございます。

○小林孝平君 今の御答弁は私の質問とちよつと違ふのですけれども、まあこれはあらためてまたお尋ねいたします。次はちよつと麦のことに関連してお尋ねいたしますが、三十一年度の食糧会計は、三麦——大麦、裸麦、小麦の値下げを途中からやるように言われておるのですが、それは一体いつからおやりになるのですか。

○政府委員(清井正君) ただいまの御質問の御趣旨は、政府の所有の麦類の売り渡し価格をいつから変えるかという御趣旨のようになつたのでございしますが、私も三十一年度の予算におきましては、麦類の売却価格は、新年度からこれを更改をいたしたい。むしろ生産者価格につきまして、新年度に於いての生産者価格をきめるわけでございますが、それに関連いたしまして、七月いわけの新年度から麦類の売り渡し価格を更改をいたしたいというふうに予算上はなつておるものであります。しかし、現実におきまして、まだいま持つております今年いわけの三十年産の麦類等につきましていろいろ問題がございしますので、予算上は七月からということになつておりますけれども、それよりも前にできるだけこれに關する実際に即した措置を講じなければならぬものというふうに考えておる次第であります。ただいまのところいつからということもはっきり申し上げかねますが、できれば早目にいたしたい政府が所有しております麦類をも含めまして、値下げをいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○小林孝平君 業界では、業者の間では四月から値下げをするというように言が相当飛んでおるのですが、これはそういうことはあり得ますか。

○政府委員(清井正君) 私どももいたしまして、できるだけ早目にいたしたいと考えておるわけでありまして、従いまして、新年度の四月からというように意見も業界に行われておることは私も聞いておるのであります。四月からぜひ引き下げてもらいたい、これは現在持つておる麦のことでございます。私申し上げましたのは、本年産麦の七月に価格が変更するから、そのときとあわせて古麦も変えたいという意味の予算編成でございますが、できればその前に古麦の引き下げを行いたというように考えておるのであります。業界では四月からというお話であります。私もそれといたしまして、できるだけ七月以前に早目に何らかの引き下げの措置を講じたいものというところで、いろいろ事務的に検討いたして、四月からということに始められるかどうかということについては、ちよつとまだはつきりお答え申し上げかねる点がございますが、趣旨はそういう点において七月以前からでも引き下げを行いたいというように実は考えておる次第でございます。

○小林孝平君 その麦の値段の更改のときは米価審議会におかけになりますか。かけるとすればいつごろおかけになるのですか。

○政府委員(清井正君) 御承知の通り米価審議会は、基本的な麦類の買入れ価格と売り渡し価格を御諮問いたすのが例になつておるのであります。ただし事の重要なものにつきましては御諮問いたすことになつておりますので、事が重要でなければ、あるいは米価審議会の御諮問を受けないこともあり得るわけでありまして、理屈上の問題であります。従いまして今回の麦の引き下げ、特にこれは古麦の引き下げの形になりますので、それが米価審議会に御諮問を申し上げる程度のものであるかどうかというところは、実際に引き下げるとききの価格のきめ方によって判断

しなければならぬのでありまして、直ちに今回の古麦の麦の引き下げが米価審議会におかけいたさなければならぬ問題であるかどうかということ、今すぐには判断いたしかねる点があるものであります。実際上の措置がきまりましたときに、その措置の内容によりまして米価審議会に御諮問の必要があるというときには、米価審議会の意見を聞かなければならぬというふうに考えております。こういうことにはいたさなければならぬものと、こういうように実は考えております。

○小林孝平君 あと小型製粉のことについてちよつと二、三お尋ねしたいのですが、今小型製粉は非常に苦境にありえておるわけでありまして、ずいぶんだんだん減つて二十七年産の統制撤廃するまでは二千五百あつたものが現在八百くらいしかないので、これは非常にだんだん経営が窮乏になるからこういうふうになつておるのです。それで一体農林省はこの小型製粉などというものはつぶれてもいいというふうにお考えになつておるのか。そうでなければ何かどういふふうにはこれは考えておられるのですか。このままではだんだんつぶれてなくなってしまうのです。非常に困つておるわけなんです。これに對してどういふふうにお考えになつておるのか。

○政府委員(清井正君) これは製粉のみならず、精麦につきましても同様でございますが、ことに精麦の方がよけい問題が激しいのでございまして、業界一般がいわけの企業の健全性という意味から申しまして、非常な問題に當面いたしておることは事実でございます。ことに製粉におきましても、大体

千工場あるうち中小が約八百くらいの工場になっておるのであります。そのうちの工場数に当りますところの中小製粉界におきましては、最近特に売れ行きが悪いというより、実情等にかんがみまして、非常な問題に達着しておりますことは事実でございます。ただ私どもといたしましては、あくまでもこれは主要食糧でございますし、これが原麦を製品にいたす流通過程の施設でございますから、やはり適切な施設が業界に存在することが必要であるというところは実はおおむねあります。単に大型のみならず中小製粉につきましても、政府の売却いたしましたところの原麦が、これが製粉となりまして、円滑に使用者に行き渡るような組織において中型、小型といふものも存在いたさなければならぬというふうには実は考えておるわけでありまして、そういう意味合いにおきまして、中小型製粉の窮状につきましても十分措置を講じていかなければならぬものと考えておるわけでございます。

○小林孝平君 精麦の方には、すでに長官通牒でこの精麦設備の新規増設を抑制するような手段が講じられておるのですが、この製粉についても精麦と同じような趣旨で新規設備の拡張ですね、そういうものは抑制するといふ何か方法をとられる意思はありますか。そういうことが必要だと思ふのですけれども。

○政府委員(清井正君) 先般実は精麦の問題につきましては、非常な実は精麦界の設備が過剰の現状でありますので、できるだけ現在の施設をさらに新設したり、増設したりすることのない

ようにということの意味の連絡を申し上げたことはあるものであります。申すまでもなく、御承知の通りこれは強制するわけにいかない問題でありまして、あくまでもこれは業界の自主的の問題でございます。業界において非常な問題がございまして、たださういふ現在において設備が過剰の状態にあるのに、精麦につきましても、たゞいま御指摘のありましたような新設、増設等につきましても、業界でよく抑制をされていかれた方がよいのではないかと、いふ勧告を実は申し上げたのであります。製粉につきましても、また同様な問題があることも十分承知いたしておりますので、精麦と同様な方法を講じていきたいと思いますのであります。

○小林孝平君 そういふ具体的な措置をいつごろおとりになられましようか。

○政府委員(清井正君) これはただいま申し上げた通り、何ら法令に基くものでありませんので、通牒を申し上げまして、業界にそういうような措置の促進をお願いをいたすことにいたしました。と存じますので、できるだけ早くこの措置をとって参りたいと考えております。

○小林孝平君 こういふふうに製粉業界は非常に、特に小型の業者は困っているのですが、こういうことを事業を安定させる意味からもふすまの価格を

安定させる必要があると思ふのです。それでふすまの価格の最高、最低価格を定めるように飼料需給安定法の中にそういうことを含める措置をとられる必要があると思ふのですが、その点いかがですか。

○政府委員(清井正君) これはちょっと問題があらうかと思ふのでございまして、飼料需給安定法は直接は畜産局の方の所管でございますので、私ども間接な所管になるのでございしますが、ただいま御承知の通り国内産のふすまでは十分でございますので、外国産のふすまをこれは政府が買い入れまして、時価に即応して売却をいたしておりますわけでありまして、国内産のふすまにつきましても、申すまでもなく政府が売却いたしますところの原麦を製粉いたしまして生産されたふすまを製粉業者が売却をいたしておる、こういうふうなことであります。元来国内産ふすまにつきましても、原麦の売却価格が一定でございますので、従つて生産されるふすまの価格もある程度の水準を若干維持しておる。多少の高低がありましても、大体維持しておるというふうなことになるわけでありまして、これが飼料の事情によつて変更することがございますが、原麦の価格が一定するということにつきましても、政府が一定数量の原麦を一定価格で売却しておるというところに制約されておるわけでありまして、それにつきましても、なお足りないふすまにつきましても、外国から輸入いたしまして、これを時価に即応して売却をいたすというふうなことでありますので、現在におきましても、やはりふすまのいわゆる価格の安定と申しますか、の措置はと

られておるのじゃないかと、私は実は考えておるものであります。さらに最高、最低価格を設定する、法律上それを規定いたすといふことの必要があるかどうか、ちよつと私もこれはやや否定的に実は考えておるわけでございます。現在の法律の制度並びに現行の原麦の売却の制度を継続いたしていきまするならば、なおその運営のよろしきを得ますならば、いわゆるその趣旨は達成されるのではないかとと思ひます。なお私どもの措置で十分な点とはむしろありません。法律上そういう規定をいたすことの必要はない、行政措置によつて十分その目的は達成されるのじゃないかと、こういうふうには実は考えております。

○小林孝平君 最後にもう一つお尋ねしますが、今の点は長官さういふふうな御説明になるけれども、実際問題として非常にさういふふうな価格が安定しておるわけでありまして、非常に困つておられますから、まあ今後御研究を願ふことにしますが、この今ふすまは非常に莫大な金額を輸入しておるわけでありまして、そしてそれは飼料を国内へ、このふすまを輸入するより、生産するよりする措置をとつた方がよいと思ふのです。それで私はマニトバ五号、こういうものを安く業者に配給して、製粉として国内でふすまを生産を高めるといふようにされたらどうかと、また業者もさういふことを非常に望んでおるようでありまして、それを現在では粒のままこの飼料団体の中央機関に払い下げておられるようでありまして、それを業者に製粉させて、ふすまをよけい作る、さういふふうな

やり方をやつたらどうなんですか。安く業者にマニトバ五号を払い下げて、この製粉業界の不況を打開するような方法にし、あわせて飼料問題の解決にも役立たせるといふようなことを考えられないのですか。

○政府委員(清井正君) 飼料上必要なふすまを輸入をしないで、それを国内の製粉によつて生産するふすまを補うという御趣旨の点はよくわかるのであります。ただいまふすまとして約本年年度で十萬六千トンばかりの輸入計画をもちまして、約ほとんどの分は入れておるわけでございます。その程度のふすまが今不足をいたしておるわけでありまして、ただ御承知の通り、私どもの方の麦の輸入は、食糧の需給上から必要な数量の麦を輸入をいたしておるというふうなことでございまして、ある程度ふすまはその副産物の形になっておりまして、必要数量の輸入の計画は、主食としての国内の需要に対して供給の不足分を外国から入れる、こういう立場で主食としての小麦の輸入をいたしておるのであります。ことにマニトバのごときはカナダとの関係でございまして、カナダとの貿易協定の関係上なるべく歩どまりの高いものを入れていかなければならぬもので、やはり飼料用の麦のごとき非常に品質が悪く、歩どまりの低いものは、やはり貿易協定の関係上歩どまりが悪いとそれだけ割高になる関係がありますので、これは主食の目的として輸入するということは、よほどこれは気をつけなければならぬ問題じゃないかと考えておるわけでありまして、当然マニトバ五号のごときは、これはえさとして割に品質の低いものでございまして、それ

を特に入れたまして、主食として製粉をいたし、粉を少しふるいまして、ふすまをえさに回すということにつきましては、ただいま申し上げたような事情でございまして、主食としての総数量の必要量をもしも主食としてであるならば、もっとマニトバでも質のいいものを入れたまして、歩どまりの高いものを入れたまして、主食に回すのであります。歩どまりの低いものを特に入れたまして、むしろふすまの生産のためにマニトバ五号を入れるということでは、ちよつとむずかしい問題があると考えておるわけでありまして、かつてマニトバ五号を入れたまして、ふすまを生産いたしまして、これを供米放出に出したことがあつたのであります。非常に供出が窮乏だつたときにやつた経験があるのであります。ただいま申し上げたところは、ただいま申し上げたようないろいろな事情がありまして、主食としての必要量と、えさとしての必要量とのからみ合いになるのであります。この辺は特に研究をさせていただかなければ、ちよつと私はここではつきりしたことを申し上げかねるのでございまして、御趣旨の点は十分わかるのであります。今直ちに私としてはつきりお答え申し上げかねると思ひます。

○小林孝平君 今長官がおっしゃったように、主食としてだけ考えれば、非常に不経済で不都合でありまして、よく、どうせ別にふすまを輸入するので、その出方をあわせ考えれば、かえつてこの方がいいのではないかと思ひますので、今御研究されるということでございますが、ぜひ一つ通産省とも連絡されまして、具体的に研究されて、ぜひそういう業者の要望にこたへて、国全体としても何かこの方法がいよいよ思ひますので、一つ御研究をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○委員長(棚橋小虎君) しばらく休憩して、午後は二時から再開いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時二十四分開会

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。

まず参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。その一つは日中西国政府による漁業会議促進に関する件についてでありまして、この件については前回の委員会の前に陳情をお聞き取り願つたのであります。この際、青山委員からこの点について参考人から意見を聴取するようお申し出があつたのであります。そのように取り運びまして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。

なお参考人の人選、期日、その他の手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) その二は、中央卸売市場法の一部を改正する法律案についてであります。この件に關しては、前回の委員会において議決せられ、参考人の人選、期日、その他の手

続は委員長に御一任願つておつたのであります。その期日は来る三月二十日火曜日の午後一時からとし、参考人はお配りしておきました候補者一覽中九印を付したものを予定して交渉いたしておきます。御了承をお願いいたします。なおこれについて御意見のあつた方はお聞かせ願ひます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) それでは速記を始めます。

ではさうに取り進ぶことにいたします。

○委員長(棚橋小虎君) この際、議事の運営についておはかりいたします。

それは家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の取扱ひについてでありまして、本法律案は去る三月八日衆議院において全会一致をもつて政府原案通り可決され、当院に送付、直ちに本委員会に付託されましたが、この法律案につきましては、すでに予備審査を終つてゐるのであります。前々回の委員会において御了承を得ておきました日程に従つて、できれば明十六日の委員会において残余の質疑を終り、直ちに討論採決を行いたいと思ひますが、お差しつかえありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(棚橋小虎君) では、さうに取り運びますから、御了承願ひます。

○委員長(棚橋小虎君) 中央卸売市場法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本法律案につきましては、去る三月八日の委員会において提案理由の説明を聞いたのであります。本日は本法律案審査の前提である中央卸売市場の現況、その他参考事項並びに法律案の内容等について、政府委員から補足的説明を聞くことにいたします。

○説明員(森茂雄君) 中央卸売市場法の一部改正する法律案の提案理由につきましては、この前の委員会でも御説明申し上げましたが、なお補足して説明したいと思ひます。

中央卸売市場は現在六大都市を初め十三都市において開設されておりますが、その取扱ひ量は年々ともに増大の一途をたどりまして現在におきましては中央卸売市場における取引を経て流通している青果物、魚介類などの生鮮食品は全国の総販売量の大よそ三分の一に及ぶと認められております。わが国生鮮食品の需給調整及び価格形成において中核的地位を占めるに至つておりますことは、先に提案理由の説明の際に述べられた通りであります。これらの中央卸売市場は、人口稠密の主要消費都市に開設せられて、その都市における生鮮食品の円滑な流通に資してゐることはもちろんであります。が、現在の取引の実態としては、いわゆる集散市場の性格を漸次持つに至つてゐる市場が多いことは、大正十二年立法当時の実情と著しい変化があると考えられます。で出荷と消費の両面を総合しまして、中央卸売市場の指定区域内外別の受益程度を見ますと、指定区域外の受益程度が約六〇%から七〇%に及ぶと推定されておるのであります。この流通取引に關係する全国に

わたる生産者、出荷者、取引業者並びに消費者は、まことに広範な範圍に及んでゐるのであります。政府といたしましては、中央卸売市場がこのような発展を見るに至つたことに対処いたしまして、今後ともその業務に關する指導監督を積極的に行ひまして、施設の整備強化について特段の努力を払い、もつて全国の生鮮食品の流通における中央卸売市場の主導的な影響力を十分に發揮せしめまして、青果物、魚介類の流通の適正円滑を確保することに遺憾なきを期してゐるのであります。以下先に申し上げた提案理由の説明を補足して若干御説明いたしたいと思ひます。

まず卸売人の許可の問題でございまして、これは従来国の事務として、現行法では特に地方長官が行うという規定になつております。しかしながら、先に述べましたように、本法制定後今日に至る生鮮食品の流通取引事情を見ますと、卸売人の業務の關係地域がますます広く、ほとんど全国的なものになつておる実情でありまして、この許可事務の性質にも照しまして、農林大臣が許可を行うことにしたのであります。ただその際、直接市場經營の任に當る開設者の意見を尊重して行うことをあわせて特に規定したのであります。今回のこの改正に際しましては、現在地方長官によつて許可されておる卸売人は、附則の規定によりまして、そのまま農林大臣の許可を受けたものとみなすことになつております。従つて、今後許可の問題が起りますのは、新しい中央卸売市場が開設される場合と、それから卸売人の合

併、營業譲渡などの場合に名義が違つてくるというような場合がある場合と想定いたしております。そうして、そういうような場合には、農林大臣は全国的な立場から生産者、出荷者等の利益をも十分考慮いたしていきますると同時に、資力、信用確実なものを選ぶというように、この運用につきましては慎重に行うようにいたすつもりであります。

それから次に、中央卸売市場の卸売人につきましては、戦後ややもすれば卸売人の乱立状態による競争が非常に過度にわたりました。種々の弊害を生じておる向きもありませんので、これに対する措置が要望されておるのであります。これに関連いたしまして、昨年末本委員会に議員提案をもつて付託され、継続御審議中の改正法律案において、卸売人の合併または營業の譲り受けにつきまして農林大臣の認可ある場合は、私的独占禁止法の規定を除外する旨の規定があるものであります。これにつきまして、政府といたしまして、本改正法案の準備に当りまして、農林省と公正取引委員会の間に、同様の規定を設けるかどうか、慎重検討いたしたのであります。公正取引委員会では、中央卸売市場における卸売人の業務の特殊性を特に再認識いたしまして、今後農林省において具体的事案について検討して、その意見を申し入れた場合は農林省の意見を十分尊重するよう了解に達しまして、その結果覚書においても、この行政措置については遺憾ないようになしたものであります。従つて、今後はその了解の下に十分問題を処理していくことができると考えますので、今回これについての具体的な条文

を入れずに処理できるということでしたのであります。

次に卸売人間の取引条件に関する協定についてであります。これを補足して申し上げますと、やはり卸売人の健全な經營の確保は、ひとり卸売人の利益のためばかりでなく、全国各地から卸売人に販売の委託をなしております生産者、出荷者の利益を確保して、中央卸売市場における取引の公正を期するために必要だと考えるのであります。しかし現在中央卸売市場の中には卸売人間の過度の競争のために、いわゆる奨励金、それから歩戻し金、前渡金等が過度に授受されまして、ために卸売人の經營が非常に不健全となつておりました。種々弊害を生じている向きもあるものであります。従つて、これらの点について卸売人が自主的に協定を結ぼうとする場合においては、農林大臣において慎重に審査の上、その内容が必要最小限度のものであり、特に生産者、出荷者、仲買人、小売人等の關係業者並びに一般消費者の利益を不当に害するおそれがないという場合等、法律に定められたいろいろな諸要件に適合すると認められた場合にのみ認可を与えまして、独占禁止法の適用を除外することとしたのであります。しかし、中央卸売市場はせり売りによつて公正な価格を形成しておるものであります。生産者はその選択によつていづれの卸売人にも自由に販売の委託をなし得るべきものでありますから、卸売人の取り扱う物品の価格と、それから品質、それから数量等に関する協定は認めない、こういうことになしたのであります。

それから仲買人に關しましては、従来本法にこれに關する規定がなかったものであります。六大都市の中央卸売市場その他規模の大きい中央卸売市場では、その必要性によつて仲買人を置いて取引の円滑、能率化をはかつていのであります。その地位を明確にし、まして機能の充実はかるために、今回の改正におきましては、開設者は必要に応じて仲買人を置くことができるといふ明文を置きまして、その資格、員数等は業務規程をもつて定むることとしたのであります。

それから類似市場に關する措置についてであります。これは中央卸売市場に對する行政とも深く關連するところであり、中央卸売市場法が主要消費都市における中央卸売市場の開設を認めまして、何かこれに指導及び助成の措置を講じて、その施設の充実に業務の適正、円滑な運営をはかつておりますのは、先に述べました生鮮食品の流通上中央卸売市場の主導的な影響力を十分發揮せしめて、生鮮食品の流通の適正円滑をはかるためであります。現行法の第六条におきましては、類似市場に對する閉鎖命令が認められておりますことも、このやうな中央卸売市場の重大な使命にかんがみてのこれは規定と考へるのであります。今回の改正におきまして、中央卸売市場のそのような性格を考慮いたしまして、その開設者を地方公共団体だけに限定することにしたのであります。

政府においては、今後とも一そう中央卸売市場の發展のため積極的な指導助成を行ふ所存でありまして、特に補助の実施、見返り円資金の融資措置等、の實施に努力してゐるのであります。中央卸売市場は本来指定区域内における生鮮食品の流通上主導的地位を占めるものとして、その發展充実はかることが必要でありまして、そのためにはその影響力を十分に發揮させることができるやうに、指定区域内において生鮮食品の流通に關する統一行政が行われることが必要だと考えておるのであります。しかしながら最近府県条例によりまして、中央卸売市場法の趣旨に必ずしもそわない、中央卸売市場以外の市場の法的な承認ないしは規制などが行われまして、特に中央卸売市場指定区域内における統一した行政が行われない事態が生ずるやに見受けられることもありますので、かくのごとき事態を防止いたしまして、中央卸売市場との關係において調整をはかる必要が認められるのであります。そこで生鮮食品の最近における流通取引事情と、これらの類似市場ないし一般市場の現状にかんがみまして、中央卸売市場の主導的地位を確保して、その公正な運営を期しまして、中央卸売市場が指定区域内の生鮮食品の流通及び価格に与える影響力を整えて、中央卸売市場との關連を考慮いたしまして、中央卸売市場と類似する業務を行う大きな市場と、これによる流通取引の公正化に資するために類似市場に關する規定を追加する必要があると考へております。

以上簡単であります。提案理由の説明の補正として御説明を申し上げます。何とぞよろしく御審議を下さるやうにお願いいたします。

○委員長(棚橋小虎君) 以上の説明を聞いたのであります。これから質疑に入ります。御質疑の向きは順次御質疑を願ひます。

○青山正一君 今日この質問はどの程度まで続けられるのですか、明日も二、三日間ずっとやっていたらいいのですか、どうですか、議事進行について。

○委員長(棚橋小虎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記を始め

○青山正一君 安田局長にお伺いしたいのですが、先般市場対策協議会から中央卸売市場の改善整備に關しまして、とるべき施策について諮問なさつたわけですが、その答申ももうすでに終つたと思つておりますが、その答申事項が今度の改正法案の中へどの程度入つてゐるか、その点について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 衆議院の方の私の担当しております仕事がございます。大へんおくれましたことは恐縮でございます。御了承をお願い申し上げます。

御承知の中央卸売市場対策協議会として予算も計上していただきました。農林省において開催し、諮問をし、かつそれに対して答申をいただきました事項は大別しまして七項目になります。七つの項目につきましては、中央卸売市場法の現行法について改正を要する事項と、法のものではないが、中央卸売市場の整備強化活動促進、その他類似市場の規制につきまして御意見をいただきましたほか、運賃、通信の關係等の行政措置等です。これも御答

は、六までの事項の早急な措置を要する、その他加工食品及び畜産品の市場取引の問題をも含めて研究を要するといふ二つに分けた答申であるわけでございます。

その六項目の第一の点でございますが、これは最近の中央卸売市場全部とは言われないが、かなり大部分のもの、特に大都市の大規模の中央卸売市場は消費市場でなしに集散市場で、関係も広くて実情も変つておる。それに応じてその使命を生産者、消費者、出荷者との関連をも考へて考慮せよといふことでございます。この中央卸売市場の使命とか任務を法的にも書いたらうだといふ意見が一部にあつて、それが決定ではございせんが、そういう意味も若干含めて精神を書いた御答申をいただきました。これに對しましては、改正案の逐条について中央卸売市場なり、市場の開設者なり、卸売人なり、仲買人なり、類似市場といふ他の一般市場といつてもいいような問題も含めまして、逐条その関係条文にその精神を表わすことをもつて要望に應ずる改正にしたつもりでございます。

第二点の答申といひましては、早急に法律改正及び関係法令の改正を要するといふことを第一の答申事項に照応して答申されましたので、本案をその趣旨で提案を申し上げたので、こたえておるつもりでございます。

第三点は従来市場行政に對して国が消極的で、もっと積極的に指導監督を行なつて行政機構の確立をはかり、市場の専管部課の独立を行ふような例、あるいは市場設備の整備強化のための

補助金の交付、起債のあつせん、低利資金の融資あつせん等について国が骨を折れ、こういうことについての第三点の御答申がありましたことに對しましては、協議会の途中でありましたが、私ども農林経済局内に企業市場課といふような課を設けまして、目下は七人でやつておりますが、別途の予算、人件費である予算措置を講じまして、本法案に載つておりませんが、改正法案のために十分ではございせんが、さしあたり二名の監督官の増員を予算上御審議を願つて、衆議院では御可決下すつたわけでございます。

この若干の人員の増加及び専管課の独立を企図しまして、従来の法でもできる法的根拠に基く指導監督、及び改正案が御審議御可決下さいますならば、これに基きます行政庁として、特に国の行政庁としてなすべきことは極力自由を侵害せず、法律の精神に基く範圍内におきまして、できる限りのことを行はしたいと思つておるわけでございます。市場設備の整備強化のため等につきましては、中央卸売市場として従来の旧法に基いて成り立つておりますものについて、地区が指定をされておりますが、まだ中央市場ができていないとか、中央市場ができておるが、設備強化であるとか、分場の設備も十分でないとか、本分場を通じて、すでに集荷分配あるいは取引機構等のための設備が十分でないことと對しましては、三十年度六千万円の補助金を計上いたしまして、従来あるものにも對してもさらに設備拡充の補助をいたし、また現に札幌等におきましては、これは例でございせんが、指定地区であつて中央市場がないところ

の設備促進をして、補助金を交付するようにならぬ内に措置するつもりであります。さらに見返り円の融資も約六億目下概定してございまして、見返り円の金利四分、一応の償還期限を一定の据え置き期間を含めまして二十年、このくらゐを予定してございまして、最終決定でございせんが、ここに使うことだけは政府部内で決定をいたしてございまして、その資金を見返りに、普通の起債による場合は八分、安くても六分以上であるので、より短期の償還期限を持ちますものに比しますといふと、この特殊の政府資金の低利長期の融資は補助金に匹敵するといふので、三十一年度はそれによつて本年度の補助金を交付したより以上の多きを、中央市場の長期的整備計画を促進するよう努力中でございます。なお、その答申の付記といたしまして、言いかえまして、第三項の答申の付記といたしまして、特に註を付されて御答申願ひましたが、国の指導監督は積極的の今後やるべきであるけれども、中央集権化の傾向を招来してもどうかと思つて、市場運営の自主性は尊重せよといふ御趣旨に従ひまして、法文でも提

起しておりますように、たとえば卸売人の許可にいたしまして、旧法の付則の規定によりまして地方の長官が、今では正確には都道府県の知事と言ふべきだと思ひますが、これが許可したものは国が許可したものとみなすといふことで、本来国の業務といたしておりますことを主務大臣に移すと同時に、答申の御趣旨を生かしまして、市場開設者の御意見を十分に尊重してでなければ許可事務を扱つてはいけな

い、こゝうのを法定いたしました、

国の特に政府の主務大臣のこの規定によります権限の行使ないし運用につきまして、みづから規制する、市場の御意見を十分に反映してからしか行へないといふ規制の規定を設けたのがこの趣旨であります。

答申の第四項以下は、個々の具体的な事項について中央卸売市場に關する改善事項を御答申願ひしたわけでございますが、その中には卸売人、仲買人、小売商その他の売買参加人、卸売人の営業譲渡、合併についての独禁法との関係、あるいは先ほど申しましたように生鮮食品の輸送、荷扱い、通信線路保持、その他等に関する事項が含まれておるわけでございますが、この点につきましては、答申の趣旨を、私どもは極力法律案の制定及び全体的法律案の構成の上において許可限りにおいては、おおむねこれを技術的に可能な範圍には、ほとんど全部といつてもいいほど取り上げて案を作成したつもりでありまして、卸売人についてまず申し上げますといふと、その基本的あり方については今後慎重な検討を要するけれども、法案の改正等の内容といたしましては、答申にありますように、当面少数適当な数にとどめることについては許可の条件、許可の態度等につきましては、少数適当の趣旨をねらいまして、なおかつ答申にある競争を避けるために、適当な法的及び行政的措置を講ずることにつきまして、私的独占及び公正取引に關する法律に抵触する場合がございますが、中央卸売市場の開設者の性質及び取引方法がせり売りの公的な方法によることの性質にもかんがみまして、公取委員

会とも折衝をいたしまして、独禁法排除の規定を設けることにいたしました運用上両者——両者と申しますのは、公取委員会と農林大臣との間におきまして、取扱ひ上の意識統一をいたしまして、法律改正案に盛り込んだことは、市場の、特に中央卸売市場の卸売人に関する限りにおきましては、一方主務大臣の監督もありまして、許可制の運用のよろしきを得ますと同時に、過度の荷引き競争を避けるための卸売人間の取引に關する取引条件に關する協定を結びました場合は、価格、数量

についてはこれを除きますが、除く意味は中央卸売市場は売手と買手とが自由に公正に公開のせり売りで取引して融通の円滑をはかり、価格の適正化をはかるといふ目的を持つておりますので、数量と価格を除きますけれども、その他の荷引き競争的なことについては協定を結びまして、農林大臣がそれをよく見てよろしいと判定をいたしました場合には、独禁法に從來ならは触れる場合でも触れないように立案をいたしたわけでございます。また卸売人は単一制でもいいか、複数制の方がいいかといふことも考えられるといふ意見については、対策協議会の御議論を通じて結論が出ませんでし

たけれども、少数適当な数という中には、事情によりまして御売人が単一になることも差しつかえないといふ趣旨をも含める措置をとつてみたかどうか、しかし反對といふ意見もございまして、このニュアンスの状況に應じて、私どもは農林大臣がよく実情と行政的な性格の判断をして認可をいたしました場合は、公正取引委員会は農林省の意見

を尊重して、その趣旨に沿うて私的独占及び公正取引に関する法律の運用をいたしますという約束を明確な文章にいたしておるわけでありませう。それが答申の取扱いの趣旨に沿うゆえんであると、この段階においては考へておるのでございませう。

仲買人につきましては御答申がございましたが、中央卸売市場といたしましては、現在あります中央卸売市場の仲買人がどこでも明確な地位をもつて存在活動をしておるとは限っておりませんけれども、冒頭に答申について申し上げ、私もこれに付帯して御意見を申し上げましたように、集散市場ともなるほどの実体を備えておるほどの大中央卸売市場には、厳として仲買人がりっぱな活動をされておりますので、りっぱな活動をされ、その任務の重要に應じましては、また公益的な性質を持つておりますので、法律に直接その存在を認め得ることにいたしまして、認めた場合には明確に市場開設者は市場の業務規程におきまして、その資格や数、その他の要件を定めねばならんことを法文をもつて書きました。従来の現行法と申しますか、旧法においては、すべてこれに関する規定は業務規程に譲られておりました、本法には規定がなかったものであります。御答申は「その地位の確立につき必要な法的措置を講ずること」、そういう御答申でありましたことに応じまして、立案を申し上げたのでございませう。

買手の立場として重要な取引の一方の当事者でありまして、従来も旧法において相當の法的な地位づけ及びその規制、監督ないしは保証の規定がございまして、これは従来のように譲つたわけではございませう。「小売商について」もその市場取引における重要性にかんがみ、実情に應じ必要な法的措置を講ずること」と、という御答申を付記していただきましたけれども、市場内におきます小売商は売買参加人として入る場合において市場における機能を果たすのであります。その他の一般小売商といたしましては、おおよそ日本の国内におきます生鮮食品の小売商、あるいは小売業務といふものについては種々の御意見もありましようが、なお今後の問題でありましようが、何しろ自由販賣体制を、自由経済の体制を基礎としてとつていられる現在、生鮮食品の実情にもかんがみまして、中央卸売市場法に關します規定において、特に一般の生鮮食品の卸売商ないしは卸売業者一般について法的措置を講ずることはいかがかと思ひましたので、今回はこれを売買参加人の中に入つては意味以外においては手を触れなかつたのでございませう。仲買人の名称変更について答申の註の参考意見としまして、協議会の中において「仲買人の名称変更について強い要望があつた」、旨が付記されて答申をいただきましたが、現在の通常の呼び名がかなり普遍的になつておられますこと、中央卸売市場の仕組みを考えない場合には、卸売人と仲買人がある場合には元卸と小卸という立場にありまされたり、あるいは仲買人が問屋業務を行なつていられるという立場におきまして、まさに単に仲

買人でない場合がございませうが、中央卸売市場におきましては大目大量の荷が来ましたときに、資金上あるいは物量的な荷分け、取引上の重要な地位において認められていられる沿革もございまして、仲買人の機能、戦後の機能、言いかへますと、卸売人または他の売買参加人ないしは小売人との間にやはり一つの機能を分つと申します。か、区分もございませうので、世に一般の状況を見ますと、中には卸売会社と卸会社というやうな個々の法人ないしは個人の名称を使つておられる場合がございませうが、本法の改正に當りましては、仲買人という名称でいいんじやないだろうかといふこと、立案を申し上げました。

さらに卸売人の営業譲渡または合併について独禁法の適用除外の規定は、先ほど申し上げましたように終戦後のいろいろ関係業界の方、開設者の方等の御苦勞と幾多の波瀾のある中に御苦心を重ねまして、また物資統制が緩和されて自由になりました過程におきまして、最近においては一般的に申しますと、市場の卸売人は乱立さみでありまして、代金の支払い等におきまして、委託販賣者である生産者または出荷者に代金支払いが十分でなかつたり、おそ過ぎて荷引競争を不当にして自分の経営を危なくいたしたり、それ自身が場内取引の明朗化、公正化を阻害する等のこともございませうので、ばちばちと出て参ります大阪とか兵庫とかといふやうなところの卸売人の営業譲渡または合併について、何らかの措置を講ぜよといふ要望もございませう。また一方ある市場におきましては、自然発生的に一個の卸売人しかない市場もございませうが、答申の御趣旨によりまして、実質上先ほど申しました公取委員会等の法律と農林大臣との認定、中央卸売市場の整備、取引の方法、卸売人の主務大臣の許可制度、開設市場の意見を尊重して初めて許可制度を行うこと等を彼此勘案いたしまして、私的独占禁止法の除外を実質的に必要な場合には、可能ならしめるやうな運用措置に譲ること、いたしておるわけではございませう。

なお答申のこの次の、具体的事項につきましての輸送荷扱い、通信、あるいはそれに關します鉄道車両の問題とか、冷蔵車両の使用料の問題でありますとか、急送料金の問題でありますとか、通信連絡業務に關します料金減減の方策等は、改正法案が御可決願えますれば、またそれと別個に随時行政上の措置としまして、よくまた業界のお方々とお打ち合せをしながら、十分に趣旨が通りますやうに、できる限りの努力をすること、いたしております。法律問題とは目下のところは考へておらずに立案をいたしました。

答申第五項の中央卸売市場におきまする取引の適正化につきまして、改善事項といたしまして幾多あるけれども、さしたることは市場使用料、保証金、手数料、奨励金、歩戻金、前渡金、荷卸賃、消費宣伝等のあり方について、関係方面の意見を聞いて、その適正化をはかるために必要な措置を講ぜよといふ御答申をいただきましたけれども、市場使用料は今後適正に市場の開設者等によく監督することとし、また設備修繕等には開設者も意を用いていくことにつきましてよく懇談を申し上げ、業界の実情としても、この間に使用料が多くはないか、少くはないか、開設者は使用料が高過ぎはしないだろうか、こゝういふやうな点については行政運用でやること、いたしまして、今後努力をしたいと思つておりました、その根拠が法律にあればいいと思つておるわけではございませう。使用料額につきましては、法定する要はないと思つておるわけでありませう。保証金、手数料、奨励金、歩戻金、前渡金等はただいままで申し上げたことに重複をいたしますので、省略をいたしまして、法令では独禁法の排除でありますとか、卸売人、仲買人の資格——資格と申しますのは、信用度とか員数とか、信用度の中には、信用度の一部の具体的なものとして、保証金の具体的なものとして、公正取引の励行をするための意味での保証金であります等を含めまして、それらをもつて対処したい。しかし行政措置でするやうなことが時々刻々に生じますので、それに應じて行政的にやつていく意図を持つておるわけでありませう。

答申の第六項の、類似市場の規制、コントロールにつきましては、中央卸売市場等との関係の調整のために何らかの措置が必要と思はれる。これらの問題については、中央卸売市場の施設及び運営の充実に待つべき点が多いが、当面必要な措置を講ずるといふ御答申をいただきましたので、私が遅刻して参りました間に、参事官がよく御説明を申し上げましたこと、また先に提案理由書において御説明を申し上げましたやうな関係規定を旧法の第六条等ともあわせ考へまして、總体的にこれをもつて答申にこたえる法律案の改正、

あるいはこれにのっとりする運用をもちまして、政府の態度として御審議を受けようと思つて立案して、御審議を受けるようにいたしました次第でございます。

○青山正一君 ありがとうございます。ただいまのお話の中にもありますが、先般市場事務専門の一課が置かれたようでありますが、この程度のもので果してわが国の食品流通機構に関する事務を十分に処理することができるといふか、これは多少不安がないではありませんが、今回このような措置をとられるに当りまして、予算または財政的にどれだけの用意がなされたか、また今後どのような方針をとられるのであるか、これらについてなるべく具体的に伺いたいと思つております。

○政府委員(安田善一郎君) この答申により、また関係各方面の要請に応じまして専門部課を設けまして、大正十二年以来本省ないしは国として、市場行政においては当初の時期を除いてきわめて消極的な態度をとつており、また積極的に指導監督を行い、行政機構の確立に熱意がないという御意見をいただきましたので、いろいろ折衝をいたしました。従来経済局にありまして部課の中には専門的な課がございまして、目下行政内部の状況では、課の数を必ずしもふやさないという取扱い上の指導方針もございまして、現段階におきまして事務の内容に応じて二つの課をつぶしまして、そのうち企業市場課という課を置きまして、なおかつ課をもつては足りませんので、かなり農林省の中でも多くの重要な仕事を一局にまとめ所掌をしております経済局

でございますので、経済局で取り扱うのが必要で妥当だと思つて、局長のみをもつては十分でないと思つたので、局長と課長の間にその事務にも相当能力の発揮できる参事官制を、あたかも局長の次長のごとく置きまして、局内の他の農業協同組合とか、その他の仕事は取扱いをいたさせませんで、市場監督の仕事にかなり多くの力を注ぐような参事官制も置いたわけでありまして、簡単にいへば、部長というよりな格のものでございまして、局長のわけでございます。

なお予算編成、定員法におきましては、先府と申し上げましたように、市場事務専門の監督官である職員を二名増員いたしまして、今後なお増加をいたしたいという希望でございますが、今回は改正法律案の提案の年でありまして、逐次体制を整えながら、市場監督、育成等の業務をすべくまのたという見解で政府内部に固まりましたので、局長の私としては不満足でございますが、他日なおこれを期して、二名の増員で一応まあ納得——やむを得ず納得いたしたわけでありまして、予算では計上をいたしました。

それからなお近く農林省の行政機構の改革をする立案をいたしてございまして、行政管理局との間にも今折衝をしまして、不日国会へ提案することになるかと私は想像いたしておりますが、生鮮食品のうちで魚の関係におきましては、経済局の企業市場課を課といたしまして取り扱いますことがはつきりはしておるといふものの、水産庁であるかのことき感じも持たれるように職制ができておりましたものを、明確に中央御究市

場法、これは他方の農産物の食品取引所についても同様でございますが、市場課において明確に専門的に扱うように農林省案としては、また行政管理局とすでに打ち合せておりましたもので、そういうのがよろしいというもので、農林大臣も一応内定としてはきめられておりますが、専門部課の実をあげるように提案する予定になつておるわけでございます。

○青山正一君 ただいまのお話によつて大体企業市場課の内容はわかりましたのですが、企業市場課ができる間までは魚の面は水産庁の水産課の一係りでやつておる。それから青果の面は改良局の特産課でやつておる。しかもほんの一人か二人がその担任になつておる。ところが今度は企業市場課ができてきつておると言いますもの、やはり水産課には神戸君なんかおりました、魚の面を独自で扱つておる、そういうような問題もありやしないか。それからもう一点は、現在人員をふやした、ふやしたと言つておりましたが、わずか七名くらいで、後ほど出てきますところのこの類似市場のこういったたくさんさんの市場をどういうようにその七人の人が処理できるかという点が一番問題にならうと思つたのです。そういう問題について局長の見解を承わりたいと思つております。

○政府委員(安田善一郎君) 先ほど申し上げましたように、農林省内部の各局との関係については明確に市場課をもちまして、専門の課として、他局はこれに協力することはあるけれども、最終的、処理権を持たないというように近く改正をするようになっておりますが、同時にまた優秀な各局の人がお

ますれば、新規採用はなかなかむずかしいのですが、現在おる経験のある人で、かつ分れて仕事をしておる人は、兼務でもつて市場課に集まつて仕事をしてもらいたいというので、関係局長と話を要結いたしておるわけでありまして。

それから七名が二名増員になりました。九名になると思つて、決して十分とは言えませんが、なお今後努力いたしますとともに、地方におきましては、決して万全の措置でございせんが、地方自治法におきまして、中央御究市場に關します行政事務は、今都道府県地方団体負担におきまして、国の事務として仕事をせよと法律で規定されております。御苦心をいたしたくことになると思つて、御苦しいけれども、本省の足らざるところは地方庁にもお願いをいたしまして、昨日も東京都知事さんと私は御懇談を申し上げて、いろいろ改正案のことを、また今後の事業、行政事務の仕方等についてお願いを申し上げますが、それらの措置を中央市場ないしはその地区内におきまする類似市場に對しましては、地方庁の御協力も得まして、法の精神を徹底させまして励行できますように、十分でないところは逐年強化いたしますようにしていきたいと思つておるわけでございます。

○青山正一君 今回全部の改正を懸けられまして、一部改正を提出せられましたが、これは必ずしも市場制度の成案がこれで一応終つたものとは考えないと思つて、今後この問題についてどのような方針をとられるつもりでありますか。その点を承わりたいと思つております。

○政府委員(安田善一郎君) 御経験が豊富な中央市場ないしは生鮮食品に關します有識の方々が数十名集まられました、対策協議会を開かれまして、御答申をいただいたわけでありまして、その答申の過程におきましては、非常に広範囲で種々多様な困難な問題の御議論もございましたことをよく承知いたしておりますが、答申の七にもございまして、なお水産加工品でありますとか、枝肉でありますとか、その他の畜産品の中央市場の取引につきましては、あるいは一般市場取引につき法を御提案申し上げておりますが、食品として取り扱つてもいいようなものについては、なお研究を要するものがありまして、答申したことは早く法的にも法律改正案を具し措置をせよ、行政措置でも措置をせよという御要望が一方ありますと同時に、なお今後引き続き研究をしたらということについての御答申は、農林省といたしましては、予算面におきまして、中央御究市場対策協議会は三十二年一年限りをもちて經費を計上することになつておつたものと私は聞いて引き續きましたけれども、三十二年におきましては、引き続き政府において予算を計上し、国会で御審議をお願いするように計上してございまして、何しろ中央御究市場法が大正十二年の立法にかかりまして、内容が法制局等において技術的に研究をいたしますというところ、旧憲法のようなにおいを持つておるところが多分にあるので、いろいろこの市場対策協議会なり、御関係の多い御研究

を重ねられました国会のお方々、あるいは業界のお方々、開設者のお方々の要望に、最大公約数的にそれに従いまして立案をいたしますのは、これを全部生鮮食品あるいは食品の市場法とでも言いべき、旧法を廃して全部新しい立法をいたす案は考えましたけれども、その場合には青空市場も、いわゆる自由市場も類似市場も中央市場も同じような扱いを受けることの方がむしろ新憲法に合うというなどの技術的法律論がかなり有力でございまして、それでは中央卸売市場法が従来作られて、現在でも中央卸売市場を中心にして生鮮食品のうちの少くとも青果物と水産関係のものについてはリディングな立場をもって、その立場を維持しつつ公正取引と流通の改善一般に影響を与えて公益保護をしよう、出荷者及び消費者、関係業者の間におきまして、公正な公益を確保しようという目的が逆運用されやすい形跡も私は判断をいたしましたので、この際はさうごちない感を持します一部改正法でありまして、別途引き続いて各方面の御意見のまとまるところをもつて改正することの余地を残す半面、趣旨はかえつての方が通ると思ひましたので、中央卸売市場法の一部を改正する法律案を立案申し上げたのでございまして、しかしものと広い視野と高い見識から判断いたしますと、あるいは内外の情勢、多国の事例等をも参酌して、将来のことも理想的に掲げた別途の根本法というもの、いつかはそういう問題が重要な問題として

提起されることも全く考えないではないのであります。

○青山正一君 本法の適用外にある食品市場については、また立法的措置を要しないとの先ほどの御見解であるやに思われますが、この機会に今後の御方針を承わりたいのであります。

○政府委員(安田善一郎君) 本法改正案を議しました内容について申し上げますと、中央卸売市場を一そう育成強化し、またその運営が法の期待に沿わないような場合は監督指導をよりよくいたしまして、援助と監督、機能拡充をねらうことが第一点であります。あくまで中央卸売市場の公益性を重点におきまして、また取引の中におきま

○青山正一君 この市場の健全な発達をはかるためには、たとえば卸売会社とかあるいは仲買組合とか、そういうその関係業者に対する金融に關して国の財政的措置を講ずることが非常に急務だろうと思ひますが、これは昨日で

部ではないと思つております。と申しますのは、開設者に対しまする地方自治体の資金繰りというものの、金融であるか、起債であるか、補助金であるか等についていろいろ問題はありましようが、その面が一つと、卸、仲買、小売あるいは売買参加人に対する金融の問題が一つと、そういう業態に対する金融機構というものがどうあるべきかということ、生鮮食品の場合には違つた金融というものを考えるてはならぬということなどにつきまして、もう少し広く考えなければいけない問題だと考えております。特に名案を今すぐ持つておりませんけれども、何しろ卸売、仲買、小売、売買参加人と申しますれば商業者でござい

同時に、時期的にも適當でありませんでしたので、現行制度がありまは現行制度を一そう使へるよう、行政上協力をお願いいたしますと同時に、さらに今後の事態に即しまして、必要な制度を整える要があれば、学識経験者の御意見、関係業界の御意見も聞きながら、今後の整備を待つことにいたしたいと存じておるのでございまして。また現状から見ますと、全国、中央卸売市場におきまする取引に關する金融ではないかと思ひますが、一部有力な方面におきまして、現金なり貯金なり等の関係からいたします小売関係の専門の金融措置から仲買が金融を受け、仲買から卸売人が金融を受けるということなどが実態にある部分もあるやに聞いておりますが、金融事情についてよくまだ研究がついておらぬところもあつたが、これらは公正取引との関係もございまして、卸は卸でよく金融がつき、仲買は仲買で金融がつか、小売は小売で金融がついて、初めて公正取引ができるように思ひます。生産者と卸売人との間の貸付措置についても同様のことがあるかと思ひますが、これらについては中央卸売市場の取引が公正をねらい、流通の円滑をねらうことに応じて、金融上でしらすらうのうちに規制措置が生じて市場の機能を果さないということが必要だといふ頭をもちまして、今後お教を願ひたいようなお方々の意見を十分に尊重しまして、今後の施策に待ちたいと思つておる次第でございまして。

○青山正一君 前日この類似市場の問題とか、あるいは卸売市場の問題について法的解釈なりあるいはその他の

中央市場には所定の地区がございまして、地区の検討等については意見があらうかと思ひますが、今後の措置はあらうかと思ひますが、現在あるいは将来改正するべき地区内においてこれに類似して、中央市場によりまする公正取引に支障を来たしたり、またそれとかりに離れまして、公正取引という中央市場法による市場があるのに、違ふ市場があまり過大な役目を持たないような規制は必要でありましよう。また青果物等は農村にありまする生産地に近い土地あるいはその付近の野市、あるいは漁村におきまする多少市場的な小さい市場等はこれは需給上から申しまして、今の取引状況から申しまして、なお今後研究を要するのと同時に、この法律によつて特別の規制、コントロールをしなくてもいいであらうし、中央卸売市場の影響も目下のところはそこまで期せられないと考へておるわけでございます。

○政府委員(安田善一郎君) お話もありましたように、当委員会におきまして、農林漁業公庫法に直接関連して、また農林漁業の金融問題につきまして、山添公庫總裁あるいは湯河中金理事長の、また協同組合の特に農協の方でありますたか、組合金融協会の副会長を参考人として意見を聞き、また御懇談

いたしたときに、私も拝聴いたしておりましたが、現在の市場に關しまする機能を十分發揮いたしますためには、何しろ金融を基調にいたしておきまする限り、また生鮮食品でありまする限りにおいて、金融を円滑にして適正なまた金融が動くということが、あるいは制度を整えて行われることが最も重要なことと考へておりますが、中央卸売市場対策協議会におきましてもいい名案が出て、答申の内容にまで至りませんでした。また私もなほ一そう実態及び制度そのものについて研究する要があるかと考へておりますが、過日湯河農中理事長がお答えになりましたことは、中金の立場において協同組合金融のことについてだけお答えになったので、少くとも私がお答えにいたして

○青山正一君 前日この類似市場の問題とか、あるいは卸売市場の問題について法的解釈なりあるいはその他の

○青山正一君 前日この類似市場の問題とか、あるいは卸売市場の問題について法的解釈なりあるいはその他の

○青山正一君 本法の適用外にある食品市場については、また立法的措置を要しないとの先ほどの御見解であるやに思われますが、この機会に今後の御方針を承わりたいのであります。

○政府委員(安田善一郎君) 本法改正案を議しました内容について申し上げ

○青山正一君 この市場の健全な発達をはかるためには、たとえば卸売会社とかあるいは仲買組合とか、そういうその関係業者に対する金融に關して国の財政的措置を講ずることが非常に急務だろうと思ひますが、これは昨日で

部ではないと思つております。と申しますのは、開設者に対しまする地方自治体の資金繰りというものの、金融であるか、起債であるか、補助金であるか等についていろいろ問題はありましようが、その面が一つと、卸、仲買、小売あるいは売買参加人に対する金融の問題が一つと、そういう業態に対する金融機構というものがどうあるべきかということ、生鮮食品の場合には違つた金融というものを考えるてはならぬということなどにつきまして、もう少し広く考えなければいけない問題だと考えております。特に名案を今すぐ持つておりませんけれども、何しろ卸売、仲買、小売、売買参加人と申しますれば商業者でござい

同時に、時期的にも適當でありませんでしたので、現行制度がありまは現行制度を一そう使へるよう、行政上協力をお願いいたしますと同時に、さらに今後の事態に即しまして、必要な制度を整える要があれば、学識経験者の御意見、関係業界の御意見も聞きながら、今後の整備を待つことにいたしたいと存じておるのでございまして。また現状から見ますと、全国、中央卸売市場におきまする取引に關する金融ではないかと思ひますが、一部有力な方面におきまして、現金なり貯金なり等の関係からいたします小売関係の専門の金融措置から仲買が金融を受け、仲買から卸売人が金融を受けるということなどが実態にある部分もあるやに聞いておりますが、金融事情についてよくまだ研究がついておらぬところもあつたが、これらは公正取引との関係もございまして、卸は卸でよく金融がつき、仲買は仲買で金融がつか、小売は小売で金融がついて、初めて公正取引ができるように思ひます。生産者と卸売人との間の貸付措置についても同様のことがあるかと思ひますが、これらについては中央卸売市場の取引が公正をねらい、流通の円滑をねらうことに応じて、金融上でしらすらうのうちに規制措置が生じて市場の機能を果さないということが必要だといふ頭をもちまして、今後お教を願ひたいようなお方々の意見を十分に尊重しまして、今後の施策に待ちたいと思つておる次第でございまして。

○青山正一君 前日この類似市場の問題とか、あるいは卸売市場の問題について法的解釈なりあるいはその他の

問題についてお聞きしたいと思いますが、あと各位にお願いいたします。一、二点御質問だけお許し願いたいと思います。

次の問題は、特定の都市における市場に關しましては、特定の都市というものは、つまり大都市というものをさしていうわけなのですが、その開設者たる都市と農林省とを直結せしめまして、そうしてその知事の行政的介入を除外すべきであると、こういうふうな私どもは解釈しておるのでありますが、この点に關する一つ御見解を承りたいと思います。

○政府委員(安田善一郎君) ちよつと青山先生の御質問の意味がわかりかねますが。

○青山正一君 たとえば六大都市における、京都、大阪、神戸、名古屋、横浜、東京、こういったところの、法的には農林大臣とそれからその下の何と申しますか、各都道府県知事、それからほかに開設者たる各市長の三者からなっておるわけなのですが、各都道府県知事の介入を許さない方がいいと思いますが、その点どういふふうに解釈されますか。

○政府委員(安田善一郎君) 私の研究いたしましたところによりますと、いふと、大正十二年に、現行法が中央卸売市場法という名前においてできました。これは、国の事務を、地方長官という古い名前がついておりましたが、それをして行わしめるというのを法律の規定に書いてあるのではありませんが、それで知らず、長官がやりましたことは国がやったものとするぞという規定を添えて初めて成り立つておるものでございす。それ以来法の立法當時に意図し

たものよりは、現在の中央卸売市場の設備確充等が十分にゆきません点がある、日本の人口、あるいは生鮮食品の生産、流通の態様、交通機関とか、必要なる運搬施設の進歩等々がございまして、御指摘になりましたような特定の地域におきましては、集散市場という実態も確かなにかなり性格を濃くして持つておると思つておるのであります。

開設者が、かりに東京都とか、大阪府とか、兵庫市とか、名古屋市というふうなありまして、開設者が公益性を多分に持つておるものについて、本法に即して適當であると存じますが、その全体の監督、特に卸売人等についてみまますという、東京都の卸売人等は、魚でありまして、青果物、リンゴ等におきまして、全国的な取引をいたしておるわけで、隔地者間の全国的に取引をいたしておりますので、これはまさに政府が、中央政府がよく努力をして適正にやるべきものと思つております。しかし市場に入荷し、取引されて分配をされて参りますそのこと自身に關しましては、一番肝要な開設者のあるところの周辺の中心の周辺にありまして消費地をねらつております。ところが適正な法律改正が今日までなかなか困難でございせん過程におきまして、特に終戦後におきまして、中央卸売市場として指定するほどこでない、あるいは私設会社が経営するものなどがかなりいんしんをきわめまして、できた結果を追認するようないふ形でもちまして、中央卸売市場の規定の不備等とも関連をいたしまして、県なり府なりの条例をもちまして、中央

卸売市場のような中央卸売市場でない市場などが発生する事態になりました。これは国で法律を作りました場合、時的に法律が実態に先行したり、あるいはおくれたり、よくマッチしたりすることはございまして、なまじうきつたりするべく少くとも現状にはマッチして、さらには指導的精神も持つておるということが必要だと存じておるのであります。そこで中央政府と地方政府とが取扱ひにおきまして、また法令上の根拠におきまして統一性を欠くというところは、一方中央卸売市場の任務を十分に発達させるものでもなければ、公益を中心にして、取引を明朗、公正、円滑にするゆえんでもございせんので、そこは中央、地方の行政が一体となりまして動くことが重要だと思ひます。限りにおきましては、民主的に関係業界あるいは開設者の御意見を十分尊重して、極端にわたらず、適正にやる限りにおいては、中央政府の法律で、国の法律で中央政府が運用いたしますことを主としていたすべきものと思ひます。そのように改正案も十分でございせんが、立案もいたし、運用もさういふふうなことをしたいと思ひます。かつまたその基本となりまして方針についても、そのように考へておる次第でございす。

○青山正一君 ただいまの局長の説明から私が考えるわけなんです、たとえばばらんに申し上げますと、たとえば仲買人の問題がこの法案に載つておるわけなんです、仲買人の必要のある市場ですね、現在のところ大体六大都市のみと私は考へておるわけなんです、こゝろにいた市場を農

林大臣の指定する特別の市場であるといふふうなことでは、いわゆる特別市場、その他のものを普通市場といふふうなことでは、各県の条例として考へてやつてゆくといふふうなことになるとすれば、今局長の説明なすつたようなことは問題なく私は解決するのじゃないかと思ひますが、さういふふうなところへ局長は考へていたのですか、いいのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 青山先生の御意見は非常に御卓見の一つだと存じまして、さういふことも立案過程に考へたのでございすが、現在高知や鹿児島でも十分に期待するほど中央市場が上手に必要な規模においてでき機能の営んでおると思ひます。が、かなりの歴史をもつて動いておるわけでありす。札幌におきましては本年度から開設の努力をして、来年度は完成するのじゃないかと思ひます。そこで本改正案につきましては、主務大臣が大体行いまする条が大部分で、地方長官と書いてありますのを、開設者の意見を十分尊重しなければできないし、主務大臣の権限に移したことがございすが、あわせて、必要なる事項は県知事に委任する規定を残しておるわけでございます。その運用によりまして、明確に線を引つづけるのは、各地の市場、各地の都市当局、あるいは各都道府県当局の実情もありまして、これからできる市場、すでにできておる市場、うまく動いておる市場等いろいろ実情もありまして、ときによりよく関係方面と御相談をしながら運用のよろしきを得たいと思ひますが、少くとも六大

都市のような市場においては、でき得るかぎり地方庁、特に開設者等とは連絡をとりながら行いますが、先生の御おっしゃる中央市場のなものと直接接、それだけ重要性、影響力も大きいと思ひます。地方におきましては、単に本省の係官の陣容ばかりでなしに、地方庁に委任する場合を多くすることなども研究の問題だと思ひます。私は六大都市がいいか、八大都市がいいか、かなり研究をいたしましたけれども、なおそれらについて国会の御審議の過程の御意見を承わたり、もし幸いにして御可決があらましたらば、法の運用の際によく関係方面と打ち合せをいたしまして、運用のよろしきを得て、適切な方法と範囲をもちまして、青山先生のおっしゃるようなふうな運用していくのが、六大都市とその他とはつきり分けてしまふよりは、かえつて実情に即して、混乱も巻き起さないで全体をうまくやつていく方法ではないかということで、農林省はさういふ意見として一応まとめておる次第でございす。

○青山正一君 最後にお願いがあるのですが、これはまあ委員長の方で一つお取り計らい願ひたいと思ひますが、この審議の過程におきまして、必要な資料をいたしまして、たとえば六大都市の中央市場の扱つておる、いわゆる青果あるいは漁獲物、こゝろにいたものは日本の全農作物の何パーセントに当るか、あるいは日本の全漁獲量の何パーセントに当るか、それから人口はどれだけのものをまかなつておるか、さういふ資料ですね。それからもう一つはこの六大都市以外に、そのほかに十三の中央市場があ

りますが、その中央市場を市場別に、今言つたような統計的なものを一つ表わしていただきたい。これは簡単にできると思いますが、一つぜひお願いしたいと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 十三の都市について生果物、魚介類等は総販売量の約三分の一と認めておりますけれども、どれだけの人口が指定地域にいるといふことは、これは常時動いておる人口でありまして、一定比率と人口と、国勢調査等を見ればわかりますし、CPS、CPI等を使いますといふと、一人当りの消費はわかりませんが、業務用等の消費とか、それが市場を通じたものを賣つたといふことなどは、日本の目下の統計上十分ならざるものがありますが、大よその先生の御希望に沿つた資料は提出いたします。

○青山正一君 大体私の質問は尽きたわけですが、安田さんは統計の方の部長もやつておられたわけなんですからして、そんな点はしごく簡単にできると思ひます。

それからもう一つは何と申しますか、十三都市の市場名も一つはつきりしていただきたいと思ひます。それから荷受会社も幾つかあるかという点も一つはつきりしていただきたい。あとの問題は、いづれ明日この類似市場の問題、あるいは卸売人の問題、そういう問題は明日の委員会に私は質問したいと思ひます。今日の私の質問はこれで一応打ち切ります。

○委員長(棚橋小虎君) 本日の質疑はこの程度にしておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

昭和三十一年三月二十三日印刷

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

昭和三十一年三月二十四日発行

につき公定規格の定がなくなつた普通肥料については、この限りでない。

3 第一項の仮登録の有効期間は、その有効期間内に第九条第一項の肥効試験に基く肥料の効果の判定を行うことができない場合に限り、申請により更新することができ、

第十四条に次の一号を加える。
四 当該肥料の保証成分量又は登録証若しくは仮登録証に記載されたその他の規格を変更したとき、

第十六条第一項中「更新したとき」の下に、「第九条第二項の規定により仮登録を取り消したとき」を加え、同項第三号中「保証成分量」の下に「その他の規格」を加え、同項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項又は第四項の規定により前項第二号又は第四号の事項に変更があつた旨の届出があつたときは、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

第十七条第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十五条但書の規定により異物を混入した場合にあつては、その混入した物の名称及び混入の割合
第十八条第一項後段中「販売業者保証票及び次条第四項の規格外肥料保証票」を「及び販売業者保証票」に改め、同項第二号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第三号中「及び第九号を」、第九号及び第十号に改め、同項第四号中「年月日」を「年月」に改める。

に改め、同項第二号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第三号中「及び第九号を」、第九号及び第十号に改め、同項第四号中「年月日」を「年月」に改める。

第十九条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「規格を下廻つた場合」を「規格に適合しなくなつた場合」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十條中「第十八条第一項各号又は前条第四項を」又は第十八条第一項各号に改め、「商号」の下に「並びに生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては荷口番号及び出荷年月」を加える。

第二十一条第一項中「施用上の注意又は原料の使用割合を」施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために必要な事項」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条第一項第一号及び第二十三条第一項第一号中「住所」の下に「法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」を加える。

第二十五条に次のただし書を加える。
但し、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が、農林大臣の許可を受け、当該許可に基き当該肥料の主成分の含有量を調整するためにする場合は、この限りでない。

第二十八条を次のように改める。
第二十八条 削除

第三十四条第一項中「又は第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十八条第一号中「第十八条第一項又は第十九条第四項を」又は第十八条第一項に改める。

第三十九条第一号中「第十三条第三項、第五項若しくは第六項又は第二十八条を」又は第十三条第三項、第五項若しくは第六項に改め、同条第二号中「第二十一条第一項を」第二十一条に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局